

国から補助金の交付を受けて各信用保証協会に造成された制度改革促進基金の規模が必要額を超えた過大なものとならないよう補助金の交付の在り方等について見直しを行うなどすることにより、同基金の効果的な活用が図られるよう経済産業大臣に対して意見を表示したものについての報告書（要旨）

平成 22 年 7 月

会 計 検 査 院

1 制度の概要

(1) 信用補完制度の概要

全国52の信用保証協会（以下「協会」という。）は、信用保証付融資を受けた中小企業者が債務不履行に陥った場合、当該中小企業者に代わって金融機関に債務を弁済（以下「代位弁済」という。）し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は包括保証保険契約に基づき、協会に対して保険価額（保証した借入金の額）に一定割合（主に70%又は80%）を乗じた額を保険金として支払うこととなっている。協会は、代位弁済により取得した求償権の行使により、事後に資金を回収した場合に、回収した資金（以下「回収金」という。）に係る保険金相当額等を公庫等に納付することとなっており、公庫等に納付した後の残額については、社団法人全国信用保証協会連合会が定める経理処理要領に基づき、協会の償却求償権回収金として計上することとなっている。

(2) 部分保証方式の導入の経緯

従来、協会が行う保証は、すべて金融機関が行う融資額の全額を保証するものとなっていたが、平成12年度から、特定の種類の保証について金融機関が行う融資の一定割合（80%又は90%）を保証する部分保証方式による保証（以下「部分保証」という。）が順次導入されてきた。

その後、中小企業庁は、19年10月から、金融機関の融資に対して協会から受ける保証の大部分について、部分保証方式と負担金方式のいずれかの方式を選択しなければならないこととした。なお、上記の特定の種類の保証は、部分保証方式のみとなっている。

(3) 制度改革促進基金の概要

国は、17年度から、国が実施する施策の円滑な導入及び促進を図るとともに中小企業が必要とする事業資金の融通を円滑にするため協会の経営基盤を強化することなどを目的として、協会が部分保証の実行により生じた代位弁済の額から保険金等の額を控除した損失を優先的に処理するため制度改革促進基金（以下「促進基金」という。）を造成する事業を実施する場合には、「資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金及び流動資産担保融資関連保証対策費補助金交付要綱」（平成20年7月30日経済産業大臣制定。平成20・07・18財中第1号）等（以下「交付要綱」という。）に基づき、

協会に対して、この造成に必要な経費として資金供給円滑化信用保証協会基金補助金及び動産等担保融資関連保証対策費補助金（以下、これらを合わせて「補助金」という。）を交付している。そして、補助金は、17年度以降、8経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）において21年度までに52協会に対して、計236億7000万円が交付されている。

各協会は、中小企業庁が定める制度改革促進基金事務取扱要領（平成18・02・06・財中第1号。以下「取扱要領」という。）に基づき促進基金の管理を行うこととなっている。この取扱要領によると、協会は、17年4月1日以降の部分保証について代位弁済を行った場合には、当該代位弁済により取得した求償権の額から公庫等から補てんされた保険金等の額を控除した額について、当該年度末に求償権の償却を行った額を限度として、促進基金を取り崩すこととなっている。

そして、20年度末の部分保証債務残高のうち、取扱要領において促進基金の取崩しの対象とされている17年度以降の部分保証債務残高は6088億0112万余円となっている。

2 検査の結果

本院は、効率性、有効性等の観点から、各協会に対する補助金の配分は部分保証の実績や促進基金の残高等を的確に反映しているか、補助金により各協会に造成された促進基金の規模は適正なものとなっているか、代位弁済後に回収した資金の処理は適切かなどに着眼して、17年度から各協会の決算が確定していた20年度までに交付された補助金195億3000万円を対象として検査した。

(1) 補助金交付及び促進基金の状況

ア 各協会に対する補助金の配分

前記のとおり、交付要綱に定める補助金の交付対象は、部分保証の引受けから生じた損失を処理する促進基金の造成に必要な経費とされている。しかし、中小企業庁は、中小企業庁が推進する施策を積極的に実施している協会の財政基盤の強化を図るため、部分保証採用の拡大に向けた取組のみならず、無担保保証の保証承諾、資金の回収等についても評価を加えた上で、補助金を配分してきている。

イ 各協会における補助金の交付、促進基金及び部分保証の状況

17年度から20年度までの促進基金の取崩額は、取崩しがなかった4協会を除いた48協会で計24億9246万余円となっていて、20年度末の促進基金の残高は52協会で計1

70億3753万余円となっている。

協会ごとの補助金交付額、促進基金残高及び部分保証債務残高をみたところ、補助金交付額は2億2773万余円から8億3611万余円、促進基金残高は1億2321万余円から7億8199万余円、部分保証債務残高は12億4549万余円から1108億9428万余円となっていて、特に部分保証債務残高については協会間で大きな差が見受けられた。そして、①部分保証債務残高に対する補助金交付額の割合と②部分保証債務残高に対する促進基金残高の割合を協会ごとにみたところ、①は0.6%から23.3%、②は0.3%から22.9%といずれも著しい差が生じていた。このような各協会における補助金交付額や促進基金残高の状況をみると、仮に部分保証債務残高のすべてが代位弁済に至った場合でも、代位弁済額のうち約80%は保険金で補てんされることから協会の損失の上限は約20%になることなどを考慮すると、補助金の配分及び促進基金の規模は、各協会の部分保証の実績に即した的確な配分や適正な規模になっていないと認められる。

ウ 促進基金の必要額に係る試算

そこで、52協会合計の期末の部分保証債務残高に対する期中の代位弁済額の割合の中で最も高い21年度の4.75%を用いて部分保証債務残高に対して1年間にどの程度の割合の促進基金の額が必要かを試算すると、代位弁済額のうち保険金等で補てんされない約20%分が促進基金の取崩し対象となることから、部分保証債務残高に対し0.95%程度の額となる。これを踏まえ、更に不測の事態を考慮するなどして上記0.95%の2倍となる1.9%を促進基金の必要額の割合とし、促進基金の保有状況を協会ごとにみたところ、20年度末において、部分保証債務残高の1.9%以上の額の促進基金を保有している協会は52協会のうち40協会ある状況となっていた。

そして、上記40協会における20年度末の促進基金残高134億2186万余円のうち88億0502万余円は、この必要額を超えて過大に保有されているものと認められる。

(2) 促進基金取崩し後の回収金の処理の状況

促進基金の取崩しの対象となった代位弁済に係る回収金については、協会の償却求償権回収金として計上されている。そして、21年9月末までに、代位弁済を実行して促進基金を取り崩した後の回収金の額は、29協会において1億5435万余円となっており、このうち公庫等へ納付した後の残額2795万余円は、促進基金には戻し入れられていない。しかし、促進基金の財源となっている国からの補助金が代位弁済から生ずる協会

の損失を処理するために交付されているものであることからみて、促進基金の取崩し後の回収金のうち公庫等の保険金等に相当する額を除いた額が、促進基金に戻し入れられることなく協会の一般財源になっている状況は適切とは認められない。

(3) 改善を必要とする事態

各協会に対する補助金の配分が部分保証債務残高や促進基金残高等を的確に反映しておらず、多数の協会において促進基金が必要額を超えて過大に保有されている事態や促進基金を取り崩した後の回収金について保険金等に相当する部分に係る公庫等への納付額を除いた残額を促進基金に戻入れがなされていない事態は適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(4) 発生原因

このような事態が生じているのは、経済産業省において、次のことなどによると認められる。

ア 各協会に対する補助金の配分について、部分保証債務残高や促進基金残高等を十分に反映していなかったこと

イ 促進基金を取り崩した後の回収金の経理処理について、促進基金が補助金により造成されたものであることについて十分認識しないまま取扱要領等で具体的な方法を定めていなかったこと

3 本院が表示する意見

経済産業省において、補助金を効率的に配分することなどにより、促進基金の効果的な活用が図られるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 各協会に対する補助金の交付に当たって、協会ごとの部分保証の実績等に基づいて配分することなどにより、各協会の促進基金が必要額を超えて過大に保有されることのないよう補助金の交付の在り方について見直しを行うとともに、必要額を超えて保有されていると認められる促進基金の額を国へ返還させるなど促進基金が適正な規模となるよう必要な措置を講ずること

イ 促進基金を取り崩した後の回収金の経理処理について、回収金を促進基金に戻し入れる具体的な方法を定めて、協会に周知徹底すること